平成 29 年 9 月 11 日

受益者のみなさま

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

「三菱ＵＦＪ 国際機関債券ファンド（毎月決算・ニュージーランドドル型)」
繰上償還（予定）のお知らせ

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
　平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、受益者さまにご投資いただいております「三菱ＵＦＪ 国際機関債券ファンド（毎月決算・ニュージーランドドル型)」は、平成 29 年 11 月 8 日（水）をもちまして、繰上償還を実施させていただく予定でおります。この繰上償還につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議を経て実施いたします。

　つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、繰上償還に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還の理由

追加型証券投資信託「三菱ＵＦＪ 国際機関債券ファンド（毎月決算・ニュージーランドドル型)」(以下「本件ファンド」といいます。）は、平成 20 年 7 月 23 日に設定され、現在まで運用を行ってまいりましたが、本件ファンドの受益権の口数が、投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である口数を下回っております。(約 3.4 億口（平成 29 年 6 月 23 日時点))

今後、本件ファンドの受益権口数の大幅な増加は見込み難く、効率的な運用および商品性の維持が困難となることも懸念されます。

弊社といたしましては、このまま運用を継続するより、繰上償還を選択することが受益者さまにとって有利であると判断いたしました。

2. 繰上償還に係る書面決議の日程およびお手続き等

(1) 今後の日程

① 「議決権行使書面」受付期限	平成 29 年 10 月 11 日（水）の弊社到着分までを有効とさせていただきます。
② 書面による決議の日 （繰上償還の可否が決定される日）	平成 29 年 10 月 12 日（木）
以下では繰上償還が成立した場合についてご説明させていただきます。	
③ 申込（購入・解約）受付最終日※	平成 29 年 11 月 6 日（月） ※午後 3 時まで受付可能です。 午後 3 時以降は受付不可です。
④ 繰上償還予定日	平成 29 年 11 月 8 日（水）

※一部解約には信託財産留保額（換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.1%）がかかりますのでご留意ください。

※販売会社によっては申込受付最終日より前に購入受付を中止する場合があります。

(2) 書面決議のお手続き

本書面による議決権の行使の権利者は、平成 29 年 9 月 12 日（火）時点の受益者さま（平成 29 年 9 月 8 日（金）の申込締切時間までの購入申込受付者となります。）を対象としております。

なお、**本決議におきまして議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をご返送いただかない場合）は賛成するものとみなします。**

(3) 繰上償還の実施

本決議は、議決権を行使することができる受益者さまの議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定どおり平成 29 年 11 月 8 日（水）をもって本件ファンドを繰上償還いたします。償還金は繰上償還後、速やかにお取引の販売会社よりお支払いする予定です。詳しくは、お取引の販売会社にご確認ください。

また、上記の議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、本件ファンドの繰上償還は行いません。この場合、上表③、④の対応は行わず、従前どおりの運用を継続し、その旨を本決議後、速やかに受益者さまにお知らせいたします。

(4) 反対受益者さまの買取請求について

本件ファンドでは、投資信託約款の規定に基づき、換金をご希望する反対受益者さまには解約の方法をとっていただくこととし、買取請求にはよらないことといたします。

※ 一部解約には信託財産留保額（換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.1%）がかかりますのでご留意ください。

(5) 繰上償還決定から償還までの運用について

償還まで基準価額は変動いたしますが、償還準備のため繰上償還決定以降組入有価証券等を売却すること等により、償還までの期間においては運用の基本方針に沿った運用ができなくなることがある点にご留意ください。

3. 書面決議の方法

本状に同封いたしました「議決権行使書面」は、平成29年10月11日(水)弊社到着分までを有効とさせていただきますので、本件ファンドの繰上償還について賛成または反対される旨等をご記入の上、受益者さまには余裕をもってご郵送くださるようお願いいたします。

なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をご返送いただかない場合）は賛成するものとみなします。

【宛先】〒100-0006　東京都千代田区有楽町１-12-１
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社　営業企画部　繰上償還担当宛

【ご注意事項】

同一の受益者さまが、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。

議案についての賛否を記載する欄に記載がない「議決権行使書面」をご提出された場合は、賛成するものとみなします。

※ この「議決権行使書面」にて知り得た個人情報は、「投資信託及び投資法人に関する法律」第17条および第20条に規定する書面による決議を行うために利用し、他の目的には使用いたしません。また、取得した個人情報は委託会社（弊社）および販売会社において共有いたします。

以上

このお知らせに関するお問い合わせ先
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社　コールセンター　0120-548066
【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】